

垢を著、小サ刀を帶す、舞時は兩人共に脱劔也、歳若は萬歳烏帽子素襖著也、但下は半袴の如く裾短、無之、緞熨斗目、則小泉氏の紋所也、云、を著、刀脇指を帶す、扱羯鼓中啓を持、但豊後羯鼓を手に、何も不持して舞也、唄ひ物は委敷は存不申候、三番叟の舞の翁の舞に似よりしが、始めには、トウク

タラリ、ラフ、其次に壹本の柱より十貳本の柱と申、神々の御名を申終て、

徳若に御萬歳と枝も榮へ益、マス、愛敬ありける新玉の年立開日カケルの朝夕より水も若やぎ、木も

芽も咲榮へけるは、誠に目出度候へける、北面の武士大紋長袴にて、御階の左りに有て、附小サ

シ、床ニ、勇みませいと大音にて申、其後のうたひ候は、空穗猿の猿の舞にうたひ申候に似よ

りし様に存候、又太子御誕生の事などあり、其跡は年々替り候事に承候、舞終候と、五位殿上人中

啓を持參にて、御階御階十六段目にて、北面へ御渡し、北面より豊後へ被下候、弓場殿、此所土間故、殿ハ日華門にて休息仕、御料理御酒、御鏡餅頂戴仕、勘解由使青銅貳拾貫文、米壹石持參にて、中啓

と取替に相成申候、中宮様へ參り候節、御庭にて舞始り候と、女孺と見へて、白小袖に緋の袴を

著、檜扇にて顔をかくし、御階の上に立て、いさみませいと大音にて候と、御翠簾の内より、段々紙に

の聲にて笑ひ候事、御庭迄聞へ、女孺も早くかけこみ申候、頂戴物は御翠簾の内より、段々紙に

包し鳥目、其外色々の物なげ出し、頂戴仕候、其内に金壹分五ツ、五色の糸にて能々からみ候が壹

ッ御座候、是は中宮様より賜はり候歟、其外院の御所方右之通に御座候、宮方公家方は、御召御

座候得者參り申候、御召これなきは、まいり不申候、附素足にて草履ははき候事、抑萬歳の濫觴者、神武帝の御

宇、大和國橿原郡におゐて、音頭を取し者のよし也、數代の後絶家す、其後同州小泉村の者へ勅有

てより以來、其事を勤む、元來名も無き者ゆへに、唯千秋萬歳と申す名に稱し來り候、然者いつの

ころよりといふ事をえらす、また小泉豊後と申ことも古き事なり、清明は同所の生れにして、豊

後方にては血筋のやうに申せども、安家今の土御門家なりにては別家の様に仰せられ候、今に出入は仕